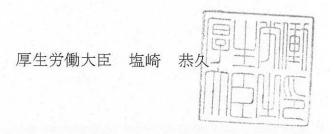


厚生労働省発職 0125 第 1 号 平成 28 年 1 月 25 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇 用 保険 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部を改正する省令案要綱

(職業: 能 力開 発 局 関 係

第 雇 用保険法 施 行規 則 \mathcal{O} 部改正

キ t リアアップ助 成 金制 度の 改正

 (Ξ) 略

人材育成

有 期 実習型訓 練を受けさせる事 業 主が、 当該 訓 練を修了し た労働者に . つ ١ ر て、 通常 \mathcal{O} 労働 者 無 期

契約労働者若しくは勤務 地 限定正社員、 職務限力 定正社員若しくは短時間 正 社員 0 転 |換を実 施 た場

合又は有期実習型訓 練を受けさせる事業主が、 当 該 訓練を修了 した派遣労働者について、 通常 \mathcal{O} 労 働

者、

無期契約労働者若しくは勤務

地限

定

正

社

員、

職務限定正社員若

しくは

短

時

間

正

社員とし

て

 \mathcal{O}

雇

入

れ を 実施 L た場合に おけ る当 該 訓 練 0 運営に 要し た経費等に対する助 成額 \mathcal{O} 上 一限に ついては、 次に 掲

げ Ź 実 施 時 間 数 \mathcal{O} 区 分に応じ、 次の とおりとするものとすること。

(i) 百時間未満 十万円 中 -小企業事業主の場合は十五万円)

(ii) 百時間以上二百時間未満 二十万円(中小企業事業主の場合は三十万円)

(iii) 二百時間以上 三十万円 (中小企業事業主の場合は五十万円)

第二 その他

(略)

一 この省令は、公布の日から施行すること。

一 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。